

館山市「ジビエ加工処理施設」整備事業 募集要項等に関する質問に対する回答について

令和3年3月19日

館山市経済観光部農水産課食のまちづくり推進室

No.	該当箇所	タイトル	質問	回答
1	募集要項 P13 11行目	解体処理の実績	実績は既存の施設での実績以外の個人的な解体も含まれますか？	含まれます。
2	募集要項 P13 14行目	有害鳥獣の捕獲活動	捕獲活動は自らの活動だけではなく、他の捕獲者と対策箇所を調整した活動も含まれますか？	含まれます。
3	要求水準書 P18 15行目	旧学校給食センターの 什器・備品	什器・備品はどのような種類のものがありますか？	現在、ジビエ加工処理施設整備事業において使用できる什器・備品については選別中であり、準備が整い次第、どのようなものが使用できるのか各応募者に個別に連絡します。
4	要求水準書 P29 13行目	自家消費用個体の残渣 の廃棄物扱い	自家消費用として解体処理された個体の残渣は廃棄物の扱いはどのようになりますか？	要求水準書 P29 の 8 (3) ③のケースにより、捕獲者が解体する場合において発生した残渣は一般廃棄物であり、それ以外のケースで発生した残渣は産業廃棄物となります。 なお、解体によって発生した皮や骨などについては、有効活用により、廃棄物の削減を図っていきたいと考えています。